○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南アルプス市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

南アルプス市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県朝来市佐嚢字コド石二一〇、二一〇の一、二一〇の二、二一〇の四から二一〇の六まで、二一〇の三〇、二一〇の三二、二一〇の三四、二一〇の三五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(一)　兵庫県豊岡市日高町田ノ口字大谷一〇七、但東町中山字滝谷一七の四（次の図に示す部分に限る。）、一七の六から一七の一四まで、一七の一六、一七の一七、字南谷二二、但東町畑山字日落谷一六の六、一六の一〇、一六の一四、一六の一五、一六の五八、但東町奥矢根字銀山三四の三、三四の四、三四の六、三四の七、三四の九、三四の二一、三四の二三、但東町矢根字才ノ神七〇の一、七〇の二、七〇の四、但東町佐々木字深山八一の六から八一の一一まで、八一の一八から八一の二五まで、八一の二九、八一の三一、但東町相田字西山一〇三の一から一〇三の四まで、字寺谷一五一の一、一五一の四、一五一の六、一五一の八、二一五の一、字坂浦二三〇の一、二三〇の四、字山ナシ二四九、二四九の二

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県豊岡市日高町田ノ口字大谷一〇七、但東町中山字滝谷一七の四（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県豊岡市日高町大岡字蛇谷八二の一、八二の二、字大谷六から一一まで、八三の一、字平地八四の一、八四の二、字清水一〇四の二、出石町桐野字床ノ尾九九の二、出石町奥小野字細見九八七、九八七の二、九八七の八から九八七の一二まで、九八七の二二、九八七の二四から九八七の四一まで、九八七の四二から九八七の四八まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、九八七の四九から九八七の五五まで、九八七の五九、九八七の六七、九八七の六九、九八七の七三から九八七の七七まで、九八七の八〇から九八七の一〇〇まで、但東町中藤字家ノ奥一八の一〇、但東町久畑字榎ケ奥一七九の一、一七九の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県豊岡市但東町久畑字榎ケ奥一七九の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

兵庫県宍粟市波賀町原字坂ノ谷五七一の八（次の図に示す部分に限る。）、五七一の二〇、字ウルシ谷六〇二の六（次の図に示す部分に限る。）、六〇二の七、六〇二の一七、六〇二の一八、六〇二の二三から六〇二の二七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）